

第 20 号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

この申告書は、仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人と、連結法人とを除く法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた・留意事項
1 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となる場合は、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
2 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。
3 「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。
4 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。
5 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。 資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
6 「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。 資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
7 「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第292条第1項第4号の2イ又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 令和2年旧法第292条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第1号に定める金額
8 「市町村民税の申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合には、「中間」 (2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書に係る申告の場合には、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」 修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄にも記載してください。
9 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 なお、（ ）内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。 ※(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
10 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 ※(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 →法人税の明細書（別表6(9)）の28の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。

	<p>(2) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 7 項 (特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除) の規定に係る金額 (中小企業者等を除きます。) → 法人税の明細書 (別表 6 (14)) の 11 の欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 13 項 (同条第 18 項において準用する場合を含みます。以下同じです。) (一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除) の規定に係る金額 (中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。) → 法人税の明細書 (別表 6 (16)) の 14 又は 28 の各欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第 42 条の 10 第 2 項 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 → 法人税の明細書 (別表 6 (19)) の 25 の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第 42 条の 11 第 2 項 (国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 → 法人税の明細書 (別表 6 (20)) の 25 の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項 (地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 (中小企業者等を除きます。) → 法人税の明細書 (別表 6 (21)) の 19 の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項 (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 (中小企業者等を除きます。) → 法人税の明細書 (別表 6 (22)) の 18 の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第 42 条の 12 第 1 項若しくは第 2 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 第 1 項若しくは第 2 項 (地方活力向上地域等において雇用の数が増加した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 (中小企業者等を除きます。) → 法人税の明細書 (別表 6 (23)) の 32 の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 → 法人税の明細書 (別表 6 (24)) の 10 の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項 (給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 (中小企業者等を除きます。) → 法人税の明細書 (別表 6 (26)) の 32 の欄の金額 ※ 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項 (中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(11) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 (中小企業者等を除きます。) → 法人税の明細書 (別表 6 (27)) の 20 の欄の金額</p> <p>(12) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 7 第 4 項から第 6 項まで又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 の 7 第 4 項 (事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 (中小企業者等を除きます。) → 法人税の明細書 (別表 6 (28)) の 35 の欄の金額</p>
11 「還付法人税額等の控除額③」	<p>第 20 号様式別表 2 の 5 の④の「計」の欄の金額を記載します。</p> <p>※(1) 通算法人、通算法人であった法人 (第 20 号様式別表 1 を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人 (第 20 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限ります。) は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
12 「退職年金等積立金に係る法人税額④」	<p>法人税の申告書 (別表 20) の 12 の欄の金額を記載します。</p> <p>※(1) 通算法人、通算法人であった法人 (第 20 号様式別表 1 を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人 (第 20 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限ります。) は、記載しないでください。</p> <p>(2) 第 20 号の 2 様式の申告書を提出する法人も記載します。</p> <p>(3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
13 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及び法人税割額①+②-③+④ ⑤」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 通算法人、通算法人であった法人 (第 20 号様式別表 1 を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人 (第 20 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限ります。) 以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人 → ①+②-③+④の金額</p> <p>(ロ) 通算法人、通算法人であった法人 (第 20 号様式別表 1 を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人 (第 20 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限ります。) 以外の法人で、2 以上の市町村に事務所等を有する法人 → 第 22 号の 2 様式の⑤の欄の金額</p> <p>(ハ) 通算法人及び通算法人であった法人 (第 20 号様式別表 1 を提出する法人に限ります。) → 第 20 号様式別表 1 の④の欄の金額</p>

	<p>(二) 連結法人及び連結法人であった法人（第 20 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限り ります。） → 第 20 号様式別表 1 の 3 の⑦の欄の金額</p> <p>(2) 「課税標準」の欄の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円 未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 ※市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
14 「2 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤×⑭/⑮) ⑯」	<p>(1) 2 以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。</p> <p>(2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。</p> <p>(イ) ⑤の欄の金額を⑮の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑮の欄の数値のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に⑭の欄の数値を乗じて得た金額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第 22 号の 2 様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。</p> <p>(ロ) この金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>※「課税標準」の欄の金額は、第 22 号の 2 様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額と一致します。</p> <p>※市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
15 「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑰」	<p>第 20 号の 5 様式の⑱の欄の金額を記載します</p> <p>※市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
16 「税額控除超過額相当額の加算額⑲」	<p>第 20 号の 4 様式別表 7 の⑱の欄の金額（2 以上の市町村に事務所等を有する法人にあつては、同表の⑳の欄の当該市町村分の金額）を記載します。</p> <p>※市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
17 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額㉑」	<p>第 20 号の 3 の 2 様式の⑱の欄の金額（2 以上の市町村に事務所等を有する法人にあつては、同表の㉒の欄の当該市町村分の金額）を記載します。</p> <p>※市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
18 「外国の法人税等の額の控除額㉓」	<p>第 20 号の 4 様式の㉓の欄の金額（2 以上の市町村に事務所等を有する法人にあつては、同表の㉔の欄の当該市町村分の金額）を記載します。</p> <p>※市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
19 「差引法人税割額㉕－㉖＋㉗－㉘－㉙－㉚又は㉛－㉜＋㉝－㉞－㉟－㊱ ㊲」	<p>この金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は第 20 号様式別表 1 の 2 の㉟の欄の金額を記載してください。</p>
20 「既に納付の確定した当期分の法人税割額㉛」	<p>既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第 89 条（同法第 145 条の 5 において準用する場合を含みます。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第 20 号の 2 様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載します。</p>
21 「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額㉜」	<p>「㉛の欄の金額－㉜の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。</p> <p>この場合において、その金額が赤字額となる場合は記載しないでください。</p>
22 「算定期間中において事務所等を有していた月数㉝」	<p>この月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。</p> <p>算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。</p>
23 「円×㉞/12 ㉟」	<p>この金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。</p> <p>均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。</p>
24 「この申告により納付すべき市町村民税額㊰＋㊱㊲」	<p>㊰又は㊱の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、㊰又は㊱の欄を零として計算します。</p>
25 「㊲のうち見込納付額㊳」	<p>法人税法第 75 条の 2 第 1（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和 2 年旧法人税法第 75 条の 2 第 1 項（法人税法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により連結確定申告書（令和 2 年旧法人税法第 2 条第 32 号に規定する連結確定申告書をいいます。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限りません。）を含みます。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>
26 「当該市町村内に所在す	<p>2 以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出す</p>

<p>る事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」</p>	<p>る場合に記載します。</p> <p>この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次に掲げる事務所等にあつては、それぞれ次に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。</p> <p>(1) 算定期間の中で新設された事務所等 算定期間の末日現在の従業者数×新設された日から算定期間の末日までの月数/算定期間の月数</p> <p>(2) 算定期間の中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数×廃止された日までの月数/算定期間の月数</p> <p>(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数/算定期間の月数</p> <p>なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。</p>
<p>27 「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」</p>	<p>算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業員者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。</p> <p>※この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。</p>
<p>28 「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」</p>	<p>法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は令和2年旧法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。</p> <p>資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。</p> <p>連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表5の2(1)付表1）の「Ⅱ 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。</p>
<p>29 「翌期の中間申告の要否」</p>	<p>次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち税額控除超過額相当額の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）を当該事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）又は令和2年旧法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）</p> <p>* 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算します。</p> <p>(2) 連結申告法人にあつては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人</p>
<p>30 「法人税の申告期限の延長の処分の有無」</p>	<p>次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（法人税法第75条の2第8項（同法144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項、同法第75条の2第11項第2号又は令和2年旧法人税法第75条の2第8項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）</p> <p>(2) 連結申告法人のうち、令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p>
<p>31 「還付請求税額」</p>	<p>中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は⑲の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。</p>
<p>32 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」</p>	<p>2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑮の欄に記載した金額と同額になります。</p>

3 法人市民税の申告納付について

(1) 税率

法人税割

令和元年10月1日以降開始事業年度：6.0%

それ以前の事業年度：9.7%

均等割

資本金等の額※ 市内従業者数	50億円超	10億円超 50億円以下	1億円超 10億円以下	1千万円超 1億円以下	1千万円以下
50人超	3,000,000円	1,750,000円	400,000円	150,000円	120,000円
50人以下	410,000円	410,000円	160,000円	130,000円	50,000円

※平成27年4月1日以降開始事業年度より、期末現在の資本金等の額又は資本金と資本準備金の合計額のいずれか大きい方の金額

(2) 申告書の提出部数

申告書の控えが必要な場合は、控え用のコピーを持参してください。

郵送による申告で控えに受付印が必要なときは、控え用と共に切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

碧南市に主たる事務所等のある分割法人が提出する「課税標準の分割に関する明細書」は、提出用の1枚を申告書に添付してください。

(3) 修正申告

法人税に係る修正申告を提出した場合、又は法人税の更正の通知を受けた場合は、その法人税に係る法定納期限までに法人市民税の修正申告書を提出し、不足税額に延滞金を加算して納付してください。申告書は第20号様式を使用してください。

延滞金の金額が不明な場合は本税のみを納入していただければ、後日延滞金を計算して納付書を送付します。

(4) 更正の請求

更正の請求をする場合は、税務官署の更正通知書の写しを添付して、法人市民税の更正の請求書を提出してください。

(5) 法人等の異動と廃止

法人等の名称・所在地・代表者・資本金等の額・事業年度・事業種目の変更、碧南市内の事務所等が廃止・閉鎖等をしたときは、速やかに申告書を提出してください。

(6) その他

各種届出等の用紙は税務課市民税係までご請求ください。なお、碧南市役所ホームページ

(<http://www.city.hekinan.aichi.jp>) からダウンロードすることも可能です。

碧南市では、オフィスや自宅からインターネットで簡単に申告できる電子申告システム（エルタックス）による申告の受付をしています。詳しくはエルタックスホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

《問い合わせ》 〒447-8601 愛知県碧南市松本町28番地
碧南市役所 税務課市民税係 0566-95-9878